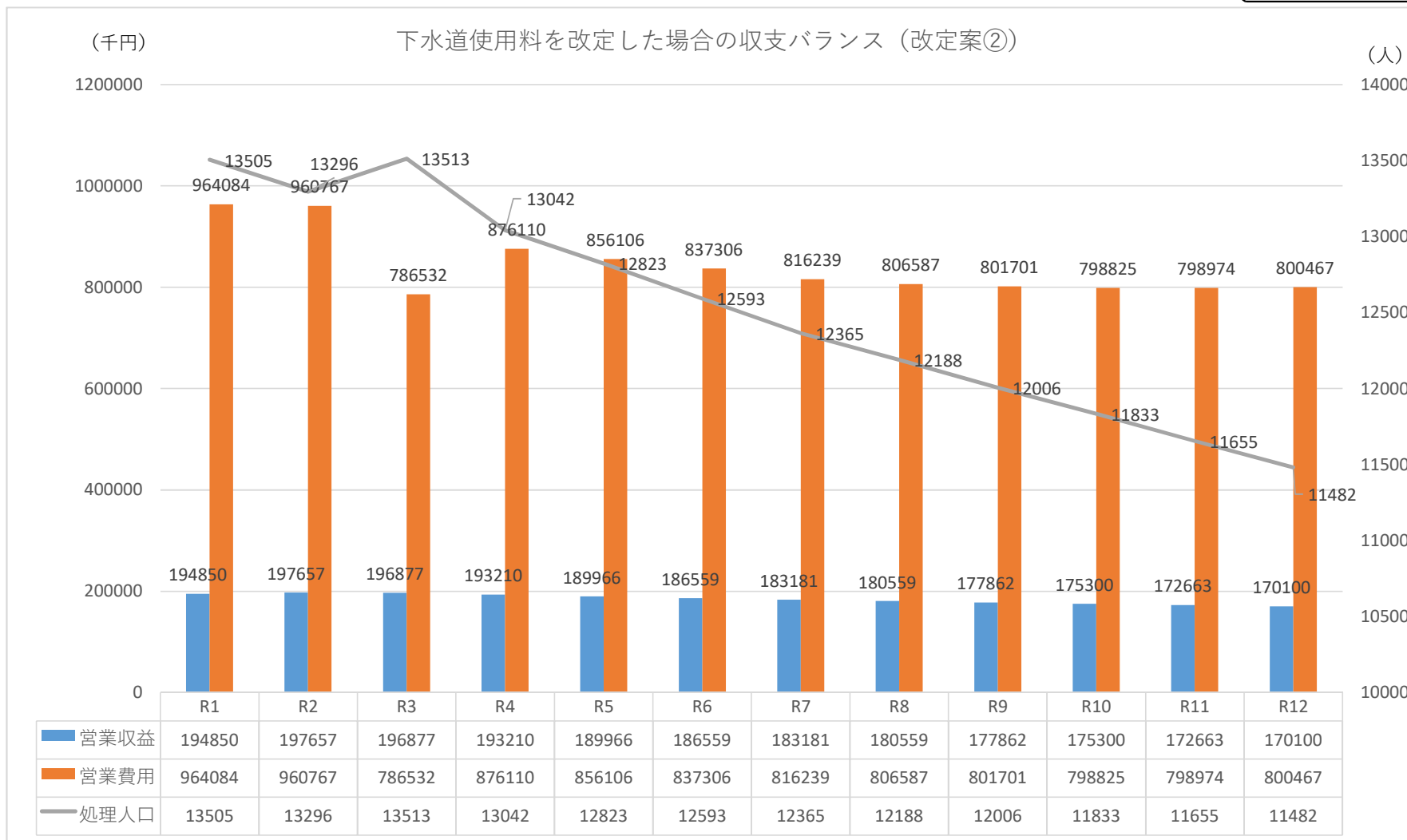


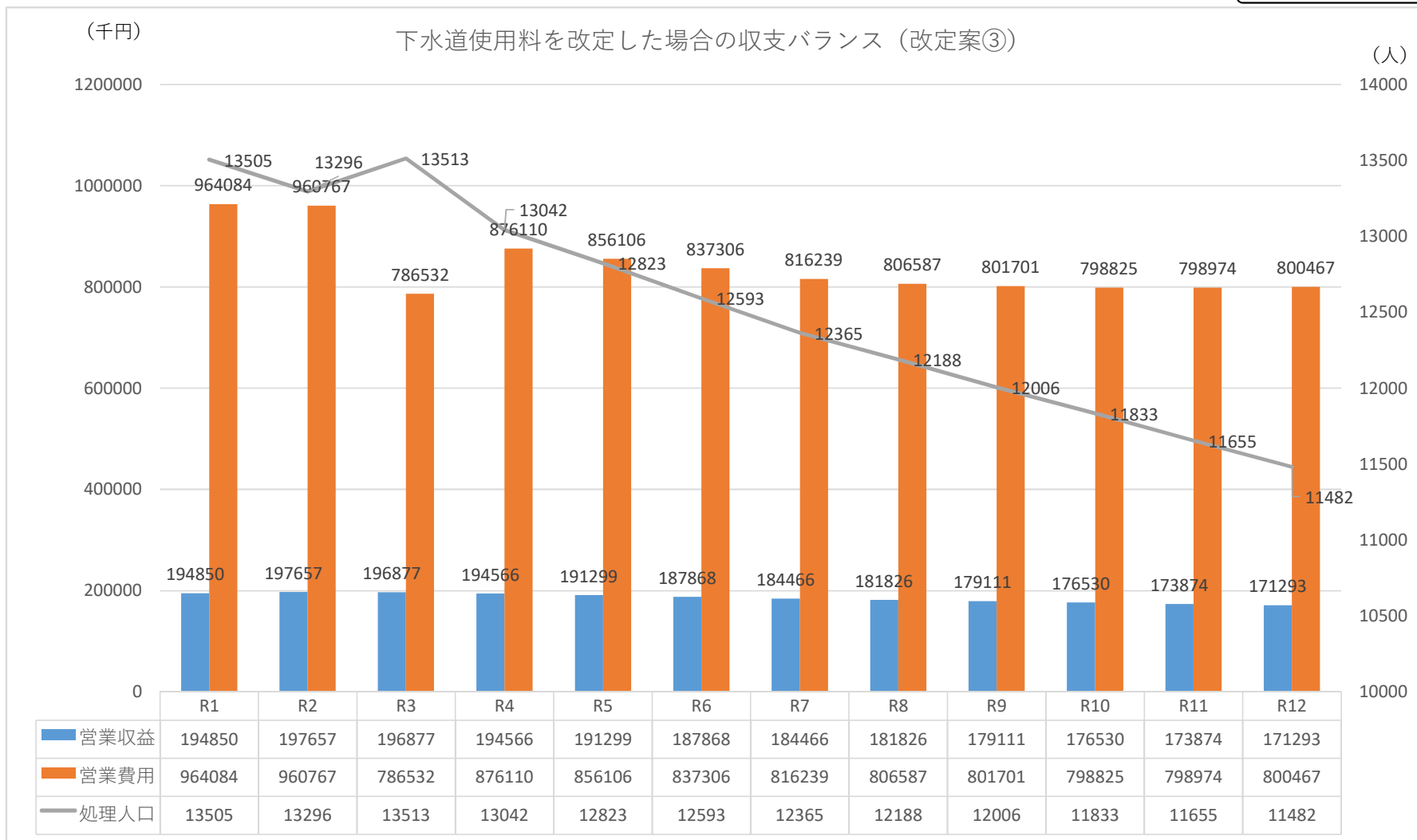
・改定案①で料金改定した場合、八開区域の算定方法を人員割から水量制への変更により、収益が現行より約1.0%減額となり、現行の収支を維持することは困難状況になります。事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に依存している状況であり、施設の老朽化によりが予想されます。修繕費の増額長期的に見た場合、公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全確保することが難しくなります。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



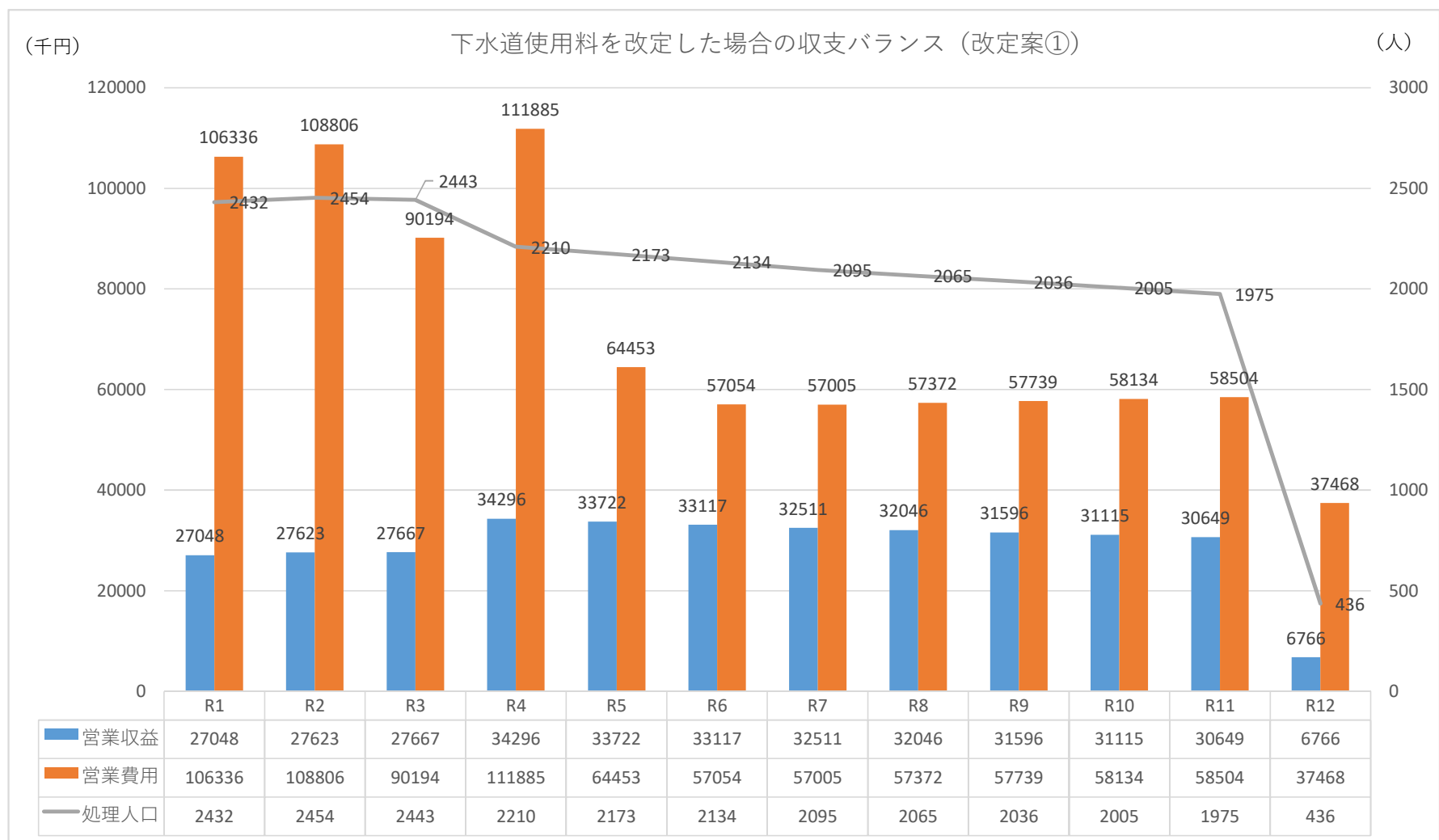
・改定案②で料金改定した場合、八開区域の算定方法を人員割から水量制への変更により、収益が現行より約0.7%減額となり、現行の収支を維持することは困難状況になります。長期的に見た場合、公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全確保することが難しくなります。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



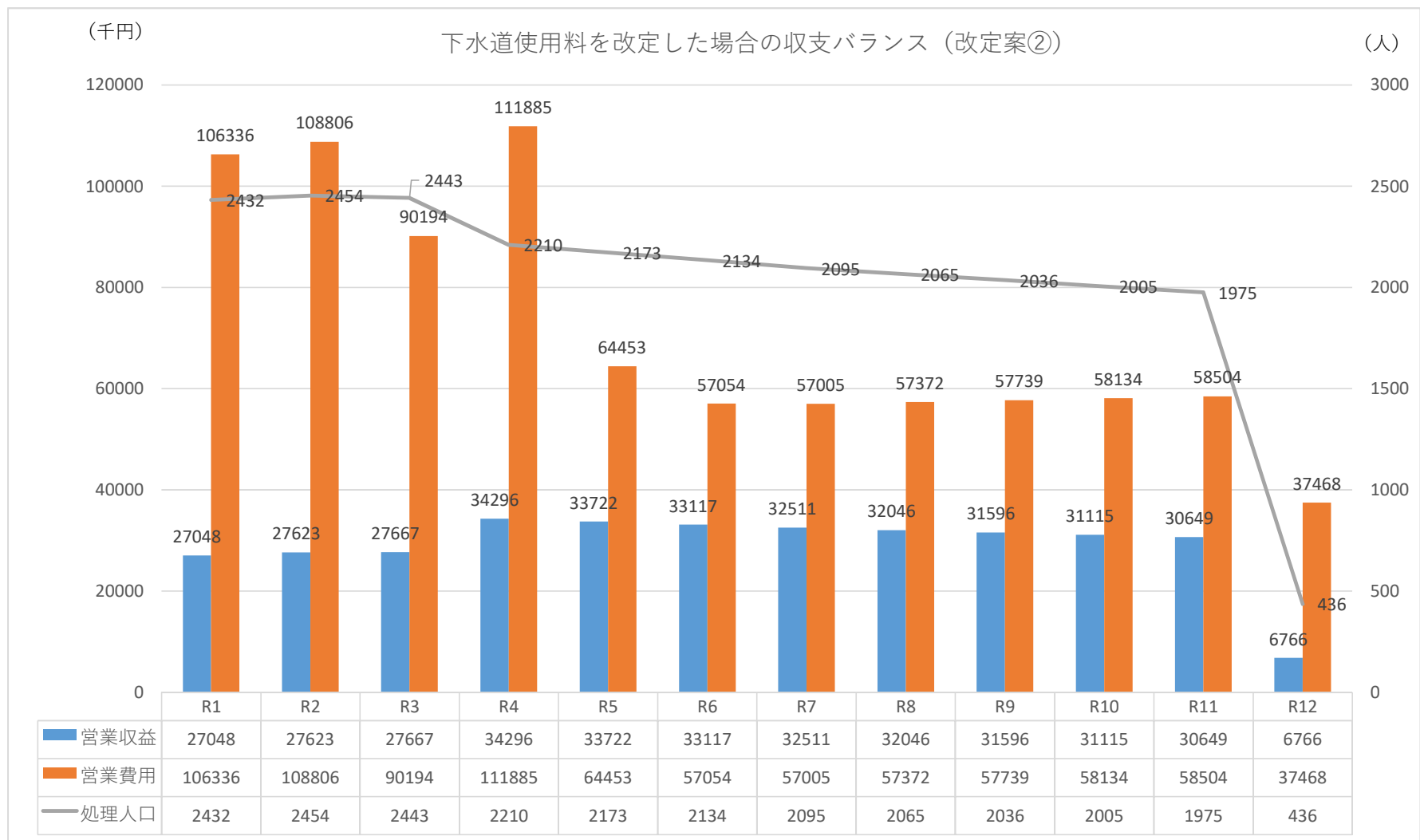
・改定案③で料金改定した場合、八開区域の算定方法を人員割から水量制への変更した場合でも、ほぼ現行の収支を維持することは可能な状況になります。一方で佐屋区域については今までより多くの負担をお願いすることになります。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



・改定案①で料金改定した場合でも、収益より費用が多い状態は変わらないため欠損金が生じています。

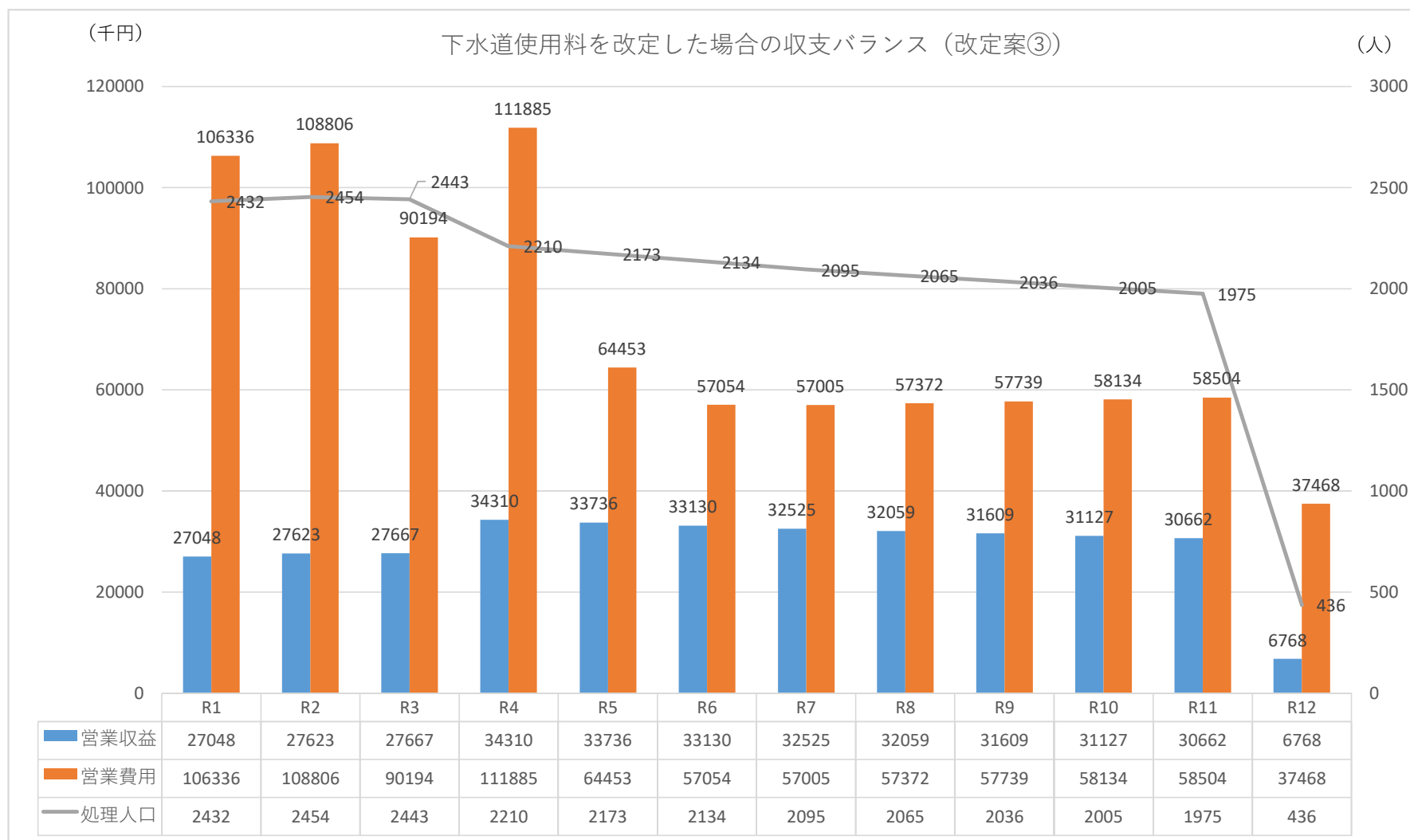
※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



・改定案②で料金改定した場合でも1使用月200㎡以上使用する対象者がいないため、営業収益は改定案①と同額となります。

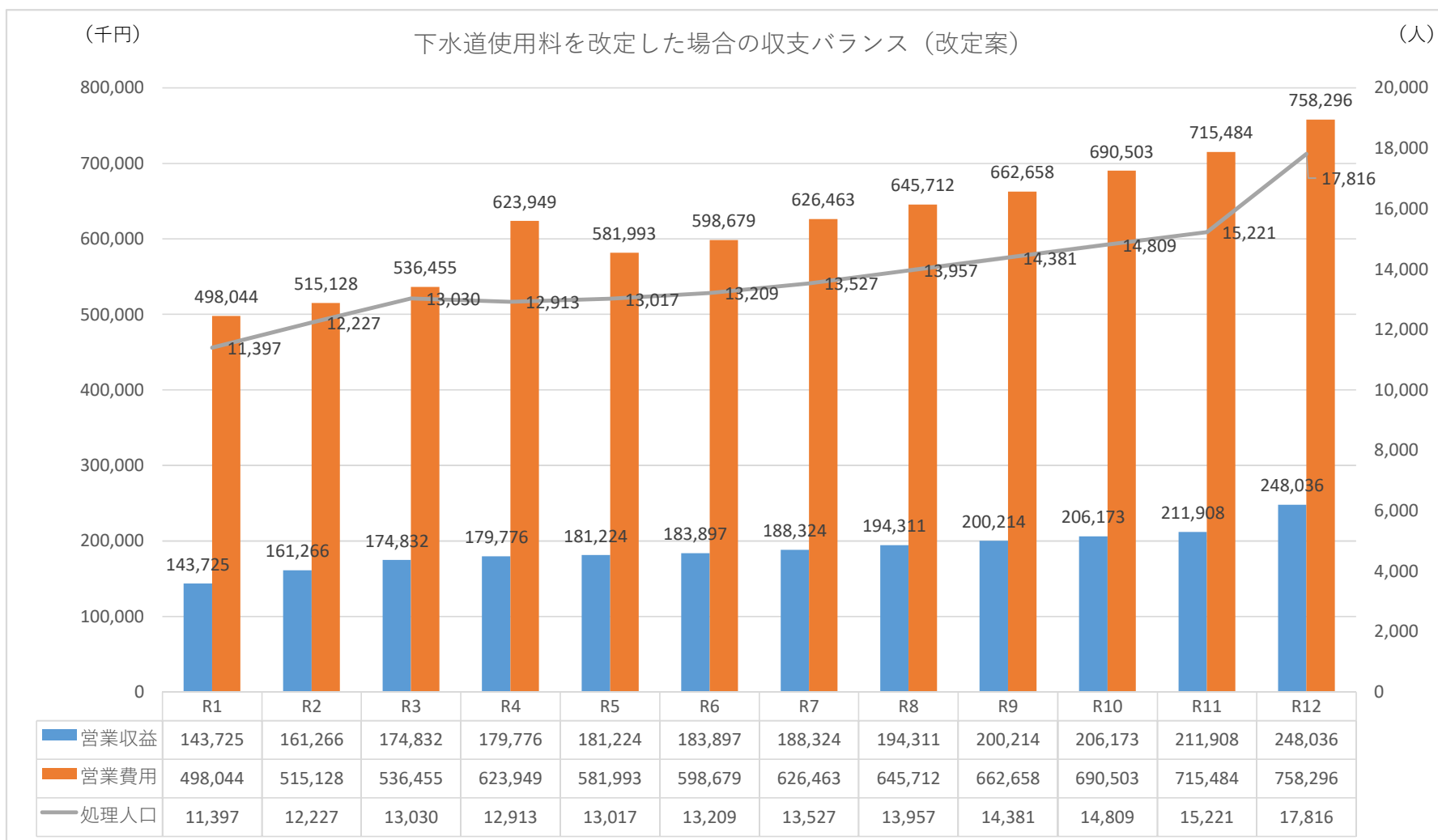
収益より費用が多い状態は変わらないため欠損金が生じています。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



・改定案③で料金改定した場合は多少の収益の増加となりますが、収益より費用が多い状態は変わらないため欠損金が生じています。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。



・改定案で料金改定した場合、現行より基本使用料及び超過使用料の単価設定が少額となるため、比較すると年間約500万円減額となりますが、令和13年度まで下水道整備を進める予定のため汚水処理人口の増加により料金収入の増額が予想されます。

ただし、安定した事業運営とするためには水洗化率の向上を図る必要があり、下水道への接続促進に関する啓発活動が重要となります。

※営業収益の令和4年度からは、資料番号5「営業収益【下水道使用料等】の見通し（R4.10月調定より）」の金額を採用して作成しています。